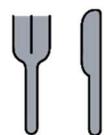


食 de がんじゅう



応援店



「栄養情報提供店」が
リニューアルします！

『栄養情報提供店事業』に
ご協力いただき、ありがとうございます

地区(保健所)ごとに実施していた本事業を、この度、沖縄県で一つの事業として統合し、全県下で広報等できるようリニューアルすることとしました。それに伴い、今までよりもさらに県民の健康づくりに活用していただけるよう、登録条件や対象店舗等を見直し、令和6年4月から『食 de がんじゅう応援店』として新たにスタートいたします。

栄養情報提供店としてご登録いただき、県民の健康づくりにご協力してくださいました施設の皆様、本当にありがとうございました。



統合！

新制度への登録移行が可能か、
ご確認をお願いします

新制度では、登録条件を下記の3つのうち1つ以上に該当する施設としています。

下記条件に該当する施設は新制度への移行が可能となっておりますので、引き続き、地域にお住まいの皆様のご健康づくりにご協力をお願いします。

★屋内禁煙にしていることが必須条件となります。

NEW



登録ステッカーは新デザインとなります！旧制度のステッカー等は、令和6年3月末までの使用となります。



※各条件詳細については、裏面をご参照ください。

※登録基準マークは現在作成中



『食 de がんじゅう応援店』の概要

目的

「食」を通じた県民への健康づくり支援を目的に、外食や中食を提供している飲食店や弁当販売店、スーパーなど食品関連企業と連携し、健康に配慮したメニューの提供や栄養成分表示などを行う飲食店等を「食 de がんじゅう応援店」として登録することで、自然と健康になれる環境づくりを推進する。



登録条件

※**屋内禁煙**であることが必須条件です！

バランス食

- 1食分の食事であって、主食・主菜・副菜がそろっており、かつ副菜の量は**70g以上**であること。
- 栄養成分表示は任意。

野菜たっぷり

- 定食・単品にかかわらず1食(1品)あたりの野菜使用量(きのこ、海藻類含む)が**120g以上**であること。
- 栄養成分表示は任意。

塩分控えめ

- 塩分が1食あたり**3.0g未満**、単品の場合は1品100gあたり**1.0g未満**であること。
- 食塩相当量の表示は必須。
- その他の栄養成分についての表示は任意。

※栄養成分表示における栄養価計算について、必要書類をご提出いただければ、保健所栄養士が代行することも可能です。



ご登録いただくと、
 ★お客様へ健康に配慮したメニューのアピールができます。
 ★お店の情報を沖縄県ホームページ等でご紹介させていただきます。



問い合わせ先

※お店の所在地の管轄保健所(健康推進班)へご連絡ください。

沖縄県保健医療部	健康長寿課	098-866-2209
	北部保健所	0980-52-5219
	中部保健所	098-938-9701
	南部保健所	098-889-6591
	宮古保健所	0980-73-5047
	八重山保健所	0980-82-4891

ご相談だけでも、
お気軽に♪

